

職発 0329 第 54 号
令和 6 年 3 月 29 日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省職業安定局長



「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」の周知依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

人口減少による労働供給制約の下、個人の働き方へのニーズが多様化する中で、求職者等と企業等のミスマッチを解消し、希望する者の円滑な労働移動を促進することが重要となっています。

このような中、「雇用・労働総合政策パッケージ」（令和 4 年 10 月 28 日公表／令和 5 年 1 月 17 日及び令和 5 年 4 月 11 日更新）及び「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、「職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）」を策定することとされたことを受け、令和 6 年 1 月から労働政策審議会において議論を重ね、今般、別添のとおり、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」を策定しました。

つきましては、かかる趣旨を御理解いただき、会員企業の皆様に対する周知に御協力いただきますようお願いいたします。

【別添 1】「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」概要

【別添 2】「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」

【別添 3】「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」企業等向け周知用リーフレット